

「まじめなガス」と「たのしいでんき」セット割引の供給条件における重要事項（以下、「供給条件における重要事項」といいます。）は、お客さまがHTB エナジー株式会社（以下、「当社」といいます。）に、ガス小売供給契約（以下、「供給契約」といいます。）のお申込みをされる場合に必ずお読みいただき、ご理解と承諾をしていただく、供給条件等を記載したものになります。

まじめなガス供給条件における重要事項

1 供給契約のお申込み

- ① お客さまが当社に、供給契約のお申込みをしていただくにあたり、あらかじめ、まじめなガス小売供給約款（以下、「供給約款」といいます。）および供給条件における重要事項等をご理解と承諾のうえ、当社指定の書面にてお申込みをしていただけます。また、当社が必要とする場合は、お客さまに承諾書を提出していただく場合もあります。
- ② 口頭、電話、電子メール等による方法でも、お申込みを受け付けることもあります。
- ③ お客さまの需要場所を供給区域とする一般ガス導管事業者（以下、「当該一般ガス導管事業者」といいます。）が定める託送供給約款およびその他の供給条件等（以下、「託送約款等」といいます。）に定める事項を遵守していただきます。
- ④ 当社が法令に基づき実施したガス消費機器等の調査結果等については、調査後遅滞なく当該一般ガス導管事業者へ提供いたします。
- ⑤ お客さまは、当社が法令に定める直近のガス機器調査の結果等供給契約の締結に必要な事項について当該一般ガス導管事業者から提供を受けることを、承諾しているものといたします。

2 契約の成立、供給開始日、契約期間、変更、解約、加入要件

- ① 供給契約は、お客さまからのお申込みを、当社が承諾したときに成立いたします。
- ② 当社がお客さまに、ガスの供給を開始した日を供給開始日といたします。なお、供給開始日につきましては、当社より、お客さまへ通知いたします。
- ③ 契約期間は、契約が成立した日から、供給開始日以降1年目の日までといたします。また、お客さまが引越しをされ、引越し先においてお客さまが当社との供給契約の継続を希望される場合、お客さまと当社との引越し前の供給契約はガス閉栓日をもって解約となり、引越し先にてガスの供給を開始された日を供給開始日とする新たな供給契約が成立したものといたします。
- ④ お客さまから、供給契約の変更の申し出あり、当社が承諾した場合、その変更は次回の検針日の翌日から適用いたします。
- ⑤ 契約期間満了に先立って、お客さま、または当社から別段の意思表示がない場合は、供給契約は契約期間満了後も同条件で継続されるものといたします。
- ⑥ 供給開始日から1年以内に、閉栓を伴う供給契約の解約をされる場合（当社供給エリア外への引越し等を含む。）には、9.発行手数料および解約違約金にて金額を定める解約違約金が必要となります。当該解約違約金につきましては、最終使用月のガス料金と合算しての請求をいたします。ただし、供給開始日から1年以内の閉栓を伴う供給契約の解約であっても、引越し先等にて、当社の電気またはガスをご使用いただく場合は、解約違約金は必要ないものといたします。また、供給開始日から1年以内の閉栓を伴わない供給契約の解約は、解約違約金は必要ないものといたします。

3 お申込みにもなう不利益事項

契約先を、他社から当社に変更にするあたり、お客さまの現在のご契約内容によっては、ご契約に付帯するサービスの消滅、解約違約金およびその他の費用の請求、ポイントの失効等の不利益事項が発生する場合がありますので、他社とのご契約内容を事前にご確認のうえ、当社へのお申込みをお願いいたします。

4 ガスの供給開始予定日等

- ① 他社から当社へのガス会社の変更により使用を開始する場合は、原則として、ガス会社変更に伴う所定の手続きを完了した後に、当該一般ガス導管事業者が定める託送供給約款等に基づく定例検針日の翌日となります。
- ② 引越し等の理由により、ガス栓の開栓を伴う新たにガスの使用を開始する場合は、原則、お客さまの希望される日を供給開始日とします。ただし、お客さまが希望される日が、お客さまからのお申込みを当社が承諾した日までの日数が、ガスの供給を開始するあたり、必要な手続きを完了するために要する日数に満たない場合は、希望する日に供給開始できない場合もあります。
- ③ 当社は、当社または当該一般ガス導管事業者の供給準備等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた供給開始日にガスを供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらかじめお客さまと協議のうえ、供給開始日を定めてガスの供給いたします。

5 ガス料金の適用開始

ガス料金は、ガスの供給開始日から適用いたします。

6 ガス料金の算定期間

ガス料金の算定期間は、原則として、前月の検針日の翌日から当月の検針日までの期間といたします。ただし、お客さまが期間中途にてガスの使用を開始された場合には、使用を開始した日から直後の検針日までの期間を初回の算定期間とし、使用日数に応じて日割計算いたします。

また、解約により期間中途にてガスの供給が終了された場合には、前月の検針日の翌日から供給終了日までを算定期間とし、使用日数に応じて日割計算いたします。

なお、検針日は、託送供給約款等により、当該一般ガス導管事業者があらかじめ定めた定例検針日といたします。

7 ガス料金の計算方法

- ① ガスご使用量は、当該一般ガス導管事業者が計量した値をもとにします。ただし、計量器の故障等によってガスご使用量等を正しく計量できなかった

た場合は、当社と東京エナジーアライアンス株式会社と協議のうえ定めた使用量をもとに、お客さまと当社の協議によって定めます。

- ② ガス料金は、お客さまがご契約されたコースに基づき、ガスご使用量に応じて別紙ガス料金表に定める基本料金に、ガス使用量に応じて計算する従量料金を加えて計算します。なお、従量料金は原料価格の変動に応じて、原料費調整額を加算あるいは減算いたします。

8 ガス料金の支払

- ① ガス料金のお客さまの支払方法および支払期日は、以下のとおりとします。
 - 口座振替払いを選択された場合
毎月27日を支払期日とします。ただし、27日が土日祝祭日にあたり銀行休業日である場合には、翌銀行営業日とします。
 - クレジットカード払い
お客さまが指定されたクレジットカード会社の規定に基づき、お支払いいただけます。
- ② お客さまが指定された支払方法にて支払いがなされるまでの準備の期間は、当社からお客さまに発信する電子メールにて、クレジットカード払い、または、コンビニ払いのいずれかをお選びいただき、お支払いいただく場合があります。また、クレジットカード払い、または、コンビニ払いでお支払いをいただけない場合は、当社からの通知をもって銀行振り込みによりお支払いいただく場合があります。なお、銀行振り込みにおける手数料はお客さまのご負担とさせていただきます。
- ③ お客さまのガス料金またはセット割引により電気料金とガス料金が合算された料金は、一括でのお支払となります
- ④ 支払期日を経過してなおガス料金をお支払いいただけない場合は、当社が供給約款に定める方法にて延滞利息を計算し、延滞利息が発生した翌月のガス料金と当該延滞利息を合わせて請求をいたします。

9 発行手数料および解約違約金

- ① 当社はお客さまからの請求により以下の各書面を発行した場合、発行手数料をいただきます。当該発行手数料につきましては、当該書面の発行月のガス料金と合算して請求いたします。
「請求書」「利用明細書」「領収書」：1通につき220円/税込 「支払い証明書」：1通につき1,100円/税込
- ② 2.契約の成立、供給開始日、契約期間、変更、解約、加入要件⑥にて定める解約違約金は、以下の通りとします。
「解約違約金」：2,640円/税込

10 請求金額等のご案内

月々のガス料金または電気料金とガス料金が合算された料金、ガス使用量、その他ご案内事項等は、原則として当社 web サイトにてお知らせいたします。ただし、web サイトによるサービスの準備が整うまでの期間は、郵送による紙面等にてお知らせする場合があります。

11 供給ガスの熱量、圧力、燃焼性

当社は類別 13A のガスを供給いたしますので、13A とされているガス消費機器が適合いたします。

熱量 / 最低熱量：44 メガジュール 標準熱量：45 メガジュール

圧力 / 最高圧力：2.5 キロパスカル 最低圧力：1.0 キロパスカル

燃焼性/ 最高燃焼速度：47 最低燃焼速度：35 最高ウォッペ指数：57.8 最低ウォッペ指数：52.7

12 当社からの申し出による供給契約の解約

お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給契約を解約することがあります。供給契約を解約させていただく場合は、あらかじめ解約日をお伝えいたします。当社が供給契約を解約する場合は、また、解約日にガスの供給を終了させるための適当な処置（メーターガス栓の閉栓その他ガスの供給を遮断すること等をいいます。）を行います。なお適当な処置を行った場合、業務に要した費用をお支払いいただけます。

- ① ガス料金の支払期日を経過してもなお支払われない場合
- ② 当社が定める供給約款に基づき支払いを要することとなったガス料金その他の債務（延滞利息その他の金銭債務等をいいます。）を支払われない場合
- ③ 当社との当該ガス供給契約以外の契約（既に消滅しているものを含みます。）に基づく料金等を、支払期日を経過してなお支払われない場合
- ④ お客さまの責めに帰すべき理由により保安上の危険がある場合において、当社がその旨を警告しても改めていただけない場合
- ⑤ その他、当社が定める供給約款等の内容に反した場合

13 供給契約消滅後の関係

お客さまと当社の供給契約消滅後も、当該一般ガス導管事業者が、ガスメーター等の当該一般ガス導管事業者所有の供給設備および施設を、設置場所のお客さま、または所有者等の承諾をえて、引き続き置かせていただくことがあります。

14 需要場所への立入りによる業務の実施

お客さまは、当社または当該一般ガス導管事業者が次の業務を実施するために、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことについて、承諾するものいたします。なお、お客さまの求めに応じ、係員は所定の証明書を提示いたします。

- ① 開栓および閉栓のための作業
- ② 法令にもとづく周知および調査のための業務
- ③ 供給契約の成立、変更もしくは終了後に必要な業務
- ④ 当該一般ガス導管事業者が実施する託送供給約款に定める業務

15 保安に対するお客さまの協力

お客さまは、次の事項を承諾するものいたします。

- ① お客さまは、ガス漏れを感知したときは、直ちにメーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、当該一般ガス導管事業者へ通知していただきます。この場合には、当該一般ガス導管事業者は、直ちに適当な処置をとります。

- ② 当社または当該一般ガス導管事業者は、ガスの供給または使用が中断された場合、マイコンメーターの復帰操作等をしていただく等、当社または当該一般ガス導管事業者がお知らせした方法で、中断の解除のための操作をしていただくことがあります。当該操作後も供給または使用の状態が復旧しないときは、お客さまは、①の場合に準じ、あらかじめ当該一般ガス導管事業者へ通知をお願いいたします。
- ③ お客さまは、19.供給施設等の保安責任③のお知らせを受けたときは、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等の処置をとっていただきます。
- ④ 当該一般ガス導管事業者は、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内または建物内に設置した供給施設、ガス消費機器について、お客さまに修理、改造、移転もしくは特別の措置を求め、または使用を中止していただくことがあります。
- ⑤ お客さまが供給施設を変更し、または供給施設もしくはガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置する場合、当社を通じて、当該一般ガス導管事業者の承諾を得ていただきます。
- ⑥ お客さまは、当該一般ガス導管事業者が設置したガスメーター等について、検針および検査、取り換え等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。
- ⑦ 当該一般ガス導管事業者は、必要に応じてお客さまの敷地内の供給施設の管理等について、お客さまと協議させていただくことがあります。

16 お客さまの責任

お客さまは、次の事項を承諾するものといたします。

- ① お客さまは、圧縮ガス等を併用する場合など、当該ガスが逆流するおそれがある場合には、当該一般ガス導管事業者の指定する場所に当該一般ガス導管事業者が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置はお客さま所有とし、その設置に要する費用をお客さまに負担していただきます。
- ② お客さまは、昇圧供給装置を使用する場合には、託送約款等に掲げる条件を遵守していただきます。
- ③ お客さまは、ガス事業法第 62 条において、お客さまの責任として所有、占有するガス工作物に関して、次の事項について遵守していただきます。
 - お客さまは当該一般ガス導管事業者の保安業務に協力するように努めなければならないこと
 - 仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、お客さまは、保安業務に協力しなければならないこと
 - 改修等の命令が発出されたにもかかわらず、そのお客さまが保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものであるときには、経済産業大臣が当該所有者、占有者に協力するよう勧告することができること

17 供給の制限等

お客さまは、供給の制限等について、次の事項を承諾するものといたします。

- ① 当社または当該一般ガス導管事業者は、次のいずれかに該当する場合には、ガスの供給の制限、停止もしくは中止し、またはお客さまにガスの使用の制限、停止もしくは中止していただくことがあります。この場合、あらかじめ広告等の適切な方法により、お客さまへお知らせすることがあります。
 - 災害等その他の不可抗力が生じた場合
 - ガス工作物に故障、または点検、修理、取替、その他工事等のために必要がある場合
 - 法令の規定による場合
 - ガス漏れまたはガスの不完全燃焼等による事故の発生のおそれがあると認めた場合
 - 託送約款等に定める託送供給の制限、停止もしくは中止の事由に該当する場合（当該一般ガス導管事業者が託送約款等に定める業務を実施するための需要場所への立入り等お客さまが正当な理由なく拒む場合等）
 - その他、保安上必要があるまたは託送約款等で定められた事項に該当する場合
- ② 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。なお、ガスの供給の停止業務に要した費用をお支払いいただきます。お客さまからのお申し出により、供給の再開を行う場合には、供給再開業務に要した費用を、併せてお支払いいただきます。
 - ガス料金の支払期日を経過しても、ガス料金の支払いがない場合
 - その他当社の供給約款等に基づいて、お支払いを求めたガス料金以外の債務について、お支払いがない場合
 - お客さまが、ガス工作物を故意または過失による損傷、または失われた場合
 - お客さまが、15. 保安に対するお客さまの協力、または 16. お客さまの責任の規定、に反した場合
- ③ 当社の供給約款等に基づく供給の制限等により、お客さまが損害を受けた場合において、当該一般ガス導管事業者または当社の責めに帰すべき事由がないときは、当該一般ガス導管事業者または当社は、その賠償の責任を負いません。また、供給の制限等によって当社が業務上の損害を受けた場合には、お客さまは当該損害につき当社に対し賠償の責を負います。

18 供給の制限等の解除

当該一般ガス導管事業者または当社は、17.供給の制限等が実行される理由となった事象が解消された場合には、すみやかに制限、停止もしくは中止を解除し、ガスの供給を再開いたします。ただし、保安に係る適当な処置または手続き等が必要な場合は、必要な処置または手続き等を行ったのちに、ガスの供給を再開いたします。

19 供給施設等の保安責任

お客さまは、供給施設等の保安責任について、次の事項を承諾するものといたします。

- ① 内管およびガス栓はお客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。内管およびガス栓等、お客さまの資産となる供給施設については、お客さまの責任において、管理していただきます。
- ② 当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、①の供給施設について、検査および緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。なお、当該一般ガス導管事業者の責めとなる理由以外により、お客さまが損害を受けられたときは、当該一般ガス導管事業者は、賠償の責任を負いません。
- ③ 当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、内管およびガス栓並びに昇圧供給装置について、お客さまの承諾をえて検査をします。なお、当該一般ガス導管事業者は、その検査結果を、すみやかにお知らせいたします。

20 周知および調査業務

- ① 当社は、お客さまに対し、ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、報道機関、印刷物、電子メールの送信、web サイト等を通じてお客さまの閲覧に供する方法等により、必要な事項をお知らせいたします。
- ② 当社は、ガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いていないふろがま、湯沸かし器等のガス消費機器について、お客さまの承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査いたします。その調査の結果、これらのガス消費機器がガス事業法令で定める技術上の基準に適合していない場合には、お客さまは調査の結果を当社が当該一般ガス導管事業者に通知することについて、承諾するものといたします。
- ③ 当社は、②の通知に係るガス消費機器について、ガス事業法令で定めるところにより、再び調査いたします。

21 供給施設等の検査

お客さまは、供給施設等の保安責任について、次の事項を承諾するものといたします。

- ① お客さまは、託送約款等に基づき、当社を通じて、当該一般ガス導管事業者にガスメーター等の計量の検査を請求することができます。この場合、検査料はお客さまの負担といたします。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差を超えている場合には、当該一般ガス導管事業者が負担いたします。
- ② お客さまは、内管、昇圧供給装置、ガス栓、お客さまのために設置されるガス遮断装置または整圧器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を当該一般ガス導管事業者に請求することができます。この場合、検査の結果、ガス事業法令に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず、検査料はお客さまの負担といたします。

22 消費段階におけるガス事故の報告

お客さまは、消費段階における事故が発生した場合には、当該一般ガス導管事業者が事故現場で把握した情報を当社に提供することについて、承諾するものといたします。

23 供給方式および工事

当該一般ガス導管事業者が維持および運用する供給設備を介して、お客さまがガスの供給を受ける場合の供給の方法および工事については、当該一般ガス導管事業者が定める託送約款等によるものといたします。

24 工事費等、ガス機器の不具合、部品交換、修理等の支払いおよび清算

当社が、一般ガス導管事業者から、託送約款等に基づいて、お客さまへのガスの供給に伴うガス工事等に係る工事費負担金等費用の請求を受けた場合、工事着手前において、当社が定める日を期日として、当該工事費負担金等費用を、お客さまより当社が申し受けます。

申し受けました工事費負担金等費用については、工事完了後に実費を算定し、すみやかに清算するものとします。

なお、お客さま資産の供給施設およびガス機器等の、部品交換、修理、改修等の費用は、お客様に負担していただき、同じ方法にて支払いおよび清算いたします。

25 信用情報の共有

当社は、支払期日を経過してもなおガス料金をお支払いいただけない場合、名義、住所、支払いに関する情報等について、他のガス小売事業者へ提供する場合があります。

26 その他、各種手続き、お問い合わせ

- ① 供給条件における重要事項に記載がない事項については、当社が定めるガス小売供給約款によるものといたします。
- ② 当社は、ガス小売供給約款および供給条件における重要事項の内容を変更することがあります。その場合、原則として、当社 web サイト等にて、あらかじめお知らせいたします。また、ガス小売供給約款および供給条件における重要事項は、当社 web サイトにて確認することができます。
- ③ ガス小売供給契約の内容の変更、解約、お問い合わせ、各種手続きは、お問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。なお、ガス小売事業者の変更に伴い、ガス小売供給を解約する場合は、当該一般ガス導管事業者への託送契約のお申込みが必要となるため、お早めにお申込みをお願いいたします。

たのしいでんきセット割引の供給条件における重要事項

1 たのしいでんきセット割引の適用条件等

- ① たのしいでんきセット割引（以下、「セット割引」といいます。）は、以下に掲げる、いずれかのたのしいでんき各コースとまじめなガスを合わせてご契約いただいたお客さまに適用いたします。

※適用は、当社の「まじめなガス」供給エリアのみになります。

イ. 従量電灯 A5・B5・C5・シングル・ファミリーコース(2017年9月1日実施)

ロ. 朝トク・ママトクコース(2016年9月28日実施)

ハ. ミッドナイトママ・ママトク・朝ママトクコース(2018年4月2日実施)

ニ. 動カコース(2018年7月1日実施)

ホ. H.I.S.旅トクコース(2018年11月1日実施)

ヘ. 東京大江戸プラン・極(2019年4月1日実施)

ト. MUSUBI プロジェクト(2019年7月16日実施)

チ. ウルトラシリーズ(2019年10月1日実施)

リ. プライムシリーズ(2019年10月1日実施)

- ② セット割引は、電気とガスの供給場所が同一、かつ、電気料金とガス料金のお支払いの口座が同一である場合に、適用いたします。

- ③ セット割引は、ガス料金から毎月 102 円/ (税込) を割引いたします。
- ④ セット割引の適用開始時期は、電気料金とガス料金の合算での請求の最初の月といたします。
- ⑤ セット割引適用後、電気またはガスのいずれかが解約された場合は、当該解約当月よりセット割引の適用対象外となります。
- ⑥ たのしいでんきセット割引の供給条件における重要事項に記載がない事項は、たのしいでんきセット割引適用約款を適用いたします。

各種手続き・お問い合わせ先等

●お手続き・お問い合わせ

電話番号 : 050-3852-1193
 [HTB エナジーワンダーサポート 受付時間 平日 10:00~18:00]※土・日・休祝日・年末年始を除く
 メールアドレス : info-g@htb-energy.co.jp
 URL : https://htb-energy.co.jp/

●販売事業者 (ガス小売事業者)

営業所所在地 : 〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神3-9-2 5東晴天神ビル5階
 会社名 : HTB エナジー株式会社 福岡営業所
 代表者名 : 代表取締役社長 赤尾 昇平
 ガス小売事業者登録番号 : A0060
 本店所在地 : 福岡県福岡市中央区天神3-9-2 5東晴天神ビル

■申込みの撤回、契約解除 (クーリング・オフ) に関する事項

以下の「クーリング・オフ」の規定は、都市ガス販売にあたって、販売行為が特定商取引に関する法律 (以下、「特定商取引法」といいます。) に当たる場合のみに適用していますので、ご了承をお願いいたします。(お客さまが本書面に基づく申込みを、営業のため、もしくは営業として締結した場合、特定商取引法第26条第1項第1号により、下記のクーリング・オフ条項を適用しないものとします。)

- ① お客さまが、訪問販売および電話勧誘販売で申込みされた場合、本書面を受領された日から8日を経過するまでは、書面により、無条件で申込みの撤回 (契約が成立した時は契約の解除) を行うことができ、その効力は書面を発信したとき (郵便消印日付など) から発生します。(ただし、申し込み時にこの書式の書面を受領された場合、クーリング・オフの起算日はその受領日となります。) ただし、現金取引 (契約したその場で商品の引渡しを受け、あるいは役務の提供を受け、かつ代金の全部を支払うこと) で、その代金が3,000円未満のときは、クーリング・オフはできません。
- ② クーリング・オフを行う場合、お客さまは、1. 損害賠償および違約金の支払いを請求されることはありません。2. すでに引き渡された商品の引き取りに要する費用、提供を受けた役務の対価あるいは移転された権利の返還に要する費用は事業者が負担いたします。3. すでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。4. 商品を使用もしくは消費し、または権利を行使して得られた利益に相当する金銭の支払義務はありません。また、役務の提供を受けまたは施設を利用した場合でも当該契約に基づく対価の支払義務はありません。5. 役務の提供に伴い、土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態にもどすことができます。
- ③ 上記のクーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことにより、お客さまが誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、事業者から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について、説明を受けた日から8日を経過するまでは書面により、クーリング・オフすることができます。

【書面送付先】HTB エナジー株式会社 福岡営業所 クーリング・オフ担当
 〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神3-9-2 5東晴天神ビル5階

●ご記入いただいたお客さまの個人情報は、ガス事業をはじめとする当社の定款記載の事業において、契約の締結、履行、アフターサービス、設備等の保守、保全、アンケートの実施、消費、サービスの改善、開発、商品・サービスに関する広告・宣伝物の送付・勧誘・販売・関係法令により必要とされている業務その他これらに付随する業務を行うために必要な範囲内で利用させていただきます。なお、個人情報の利用目的は、当社 web サイトにおいてもご案内しております。

ガス料金表

まじめなガス 大江戸プラン まじめなガス料金 A

(税込)

ガス料金表	1ヵ月のガスご使用量	基本料金 (円/月)	従量料金 (円/m ³)
A表	0 m ³ から20 m ³ まで	736.23	140.94
B表	20 m ³ から80 m ³ まで	1,024.32	126.54
C表	80 m ³ から200 m ³ まで	1,195.04	124.40
D表	200 m ³ から500 m ³ まで	1,835.24	121.20
E表	500 m ³ から800 m ³ まで	6,103.24	112.67
F表	800 m ³ をこえる場合	12,078.44	105.20

ガス料金 = 基本料金 + (従量料金 + 原料費等調整額) × ガス使用量

※上記単価は、原料費等調整をおこなう前の単価となります。ガス料金は、この料金に、原料価格の変動に応じた原料費等調整額を、加算または減算して算定いたします。

※原料費等調整の算定方法および算定式は当社のガス小売供給約款にてご確認ください。